資料２

合同会合（第１回）の主な議論要旨

以下は、第１回合同会合の議事内容について、その要旨を事務局においてまとめたものである。

１．利用生物

○微生物の混合物について、分類同定技術が昨今非常に進んできているが、新指針で対象とする混合物の範囲をどのようにするか。

⇒安全性の評価が適切に行い得る微生物の混合物の範囲とする。（現時点では、分類同定された単一菌が混合された複数菌）

○植物の根に微生物がたくさん共生しており、それを使った環境修復技術は、見かけ上は植物によるバイオレメディエーションであるが、実際は菌の特性によるものであり、様々な微生物が使われている可能性があるが、そのようなものは現時点で新指針の対象とすべきか。

⇒植物について、安全性評価の確認対象とするニーズが出てきた場合には、微生物に関する基準を植物の場合でも適用可能か否かにつき検討する。

２．浄化対象物質

○重金属の浄化についても重要であることから、今後の技術進展を考慮すれば、資料中にもあるとおり、浄化対象物質に含めるということで良いのではないか。

３．環境媒体

○環境媒体を土壌と地下水に限定しているが、今後、重要になってくるのが底質であり、それも考慮すべきではないか。

⇒現在、使用頻度が高い土壌と地下水を列記したが、必要に応じ、今後の議論の中で検討。

４．評価項目

○利用微生物の残留性は、完全に不活化が必要なのか、増殖しないことを確認すれば良いのか。又は、例えば、何割、減少すればよしとするのか。

⇒組換え体を念頭に策定されている現行の工業化指針（経済省指針）においては、現状では、事業期間内に菌の一定の減少を確認して、残留性につきフォローしているのが実態。

○浄化するサイトの特徴、手法によって制御性が大幅に異なるため、特定のサイトへの適用と日本全国のサイトへの適用は、区別して議論すべきではないか。
⇒実際の審査段階でサイト毎の特徴・浄化作業等を踏まえることが重要

○分解生成物は、最終的に基準をクリアーすべきなのか、それとも分解過程の中間体においても、基準を満たすべきなのか。
⇒今後の検討課題

○非土着の微生物をある場に使ったときに、どういう問題が出るかということを念頭に置きながらやらなくてはいけないのではないか。

○環境浄化の目的に応じて、どこからどこまで生物多様性への影響を見積もらなくてはいけないのか。どのような客観的、定量的な方法で見積もるのかというのも検討課題。

５．その他
○プレゼンでの主な内容
・油系はスティミュレーションで良いが、今後の難分解性物質への対応については、バイオオーグメンテーションの利用が必要。
・審査体制の明確化、迅速化。
・各種動物試験、影響評価等のコストは、受注に直接関わる問題。
・土壌修復を考えたとき、物理的・化学的な処理等の方法もあり、その中でバイオ修復だけのガイドラインの設定はアンバランス。